

■ 日本クラブバレーボール連盟旅費規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、業務のため旅行する日本クラブバレーボール連盟(以下「連盟」という。)の役員等に支給する旅費に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員 連盟の会長、副会長、顧問、評議員、理事、監事、専門委員をいう。
- 二 国内旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- 三 出張 役員等が連盟の業務のため旅行することをいう。

(出張依頼)

第3条 連盟の会長、副会長、顧問、評議員に対する出張依頼は会長が、理事、監事、委員に対する出張依頼は理事長が行う。

2 前項に規定する出張依頼は出張依頼書による。

(旅費の支給)

第4条 役員等が出張したときは、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ通常の実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅行により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

2 旅行中に年度の経過又は職務の変更があった場合の旅費の計算は、出張依頼をした日の属する区分によって計算する。

第2章 国内旅行の旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- 一 乗車に要する旅客運賃
 - 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金
 - 三 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する旅客運賃、第二号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のもの
- 3 第一項第三号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船 賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第11条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(日当)

第12条 日当の額は、2,000円とする。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、10,000円とする。

- 2 旅行中宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第3章 旅費の調整

(旅費の調整)

第14条 連盟の会長は、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第15条 この規程に定めるほか、必要な事項は連盟の会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年12月14日から施行する。